令和2年(ワ)第6225号,第31962号六ケ所再処理工場運転差止請求事件 原告 岩田雅一 外238名 被告 日本原燃株式会社

準備書面 2

2021年4月1日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 河 合 弘 之 ほか

原告片岡輝美の経験した福島第一原発事故及び本訴訟を提起した経緯は別紙のとおりである。

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

原告 片岡 輝美

旧約聖書出エジプト記第20章には、神がモーセとイスラエルの民に命じた十の 戒めが記されています。その最後は「あなたは隣人の家を貪ってならない。隣人の 妻、奴隷、牛、ロバ、またすべて隣人のものを貪ってはならない」と戒めています。 貪るとは、自分が持っているものは十分に満たされているのに、己の欲によって、 他者のものを奪うこと。人間の底知れない欲望を神は知り尽くしているからこそ、 十戒の最後にこの戒めを与えたのだと、私は考えます。

これは現代を生きる私達にも告げられている戒めです。潤沢な電力会社が資金力に物を言わせて、過疎地域に住む人々から土地や財産を奪い、原子力発電所や核燃料再処理工場を建てました。これはまさに、力ある者の貪りです。しかし、これに対して、「財産を手放した代償は十分だったのではないか」との反論もあります。ですが、その末路は東京電力福島第一原子力発電所核事故となって、代償を受けた、受けないに拘わらず、あらゆる人に甚大な被害が及ぶという事実となり、今、私たちに突き付けられています。

2011年3月、私は末息子と妹、そして妹の子ども2人を連れて、福島県会津 若松市から三重県鈴鹿市の親戚宅に避難しました。老朽化した福島第一原発の爆発 に恐怖を感じたからです。しかし避難先で、キリスト者でありながら、大切な人々 を置いてきてしまった自分を責め続けました。同年3月末、自宅に戻り、放射能から子どものいのちを守る会を立ち上げ、今も活動を続けています。この10年間、 一日、一瞬たりとも福島原発核事故を忘れたことはありません。

2013年7月、夫が勤める日本キリスト教団若松栄町教会の庭にある滑り台の下から、1キロあたり約4500ベクレルの土壌汚染が測定されました。この数値に一般的な方法で係数65を掛けて㎡あたりに換算すると、29万ベクレルとなり、放射線管理区域基準の4万ベクレル/㎡を遥かに超える数値になります。雨や雪が流れ落ち、乾き、濃縮を繰り返すことで、線量が高くなっていたのです。キロあたり4500ベクレルは毎秒4500本の放射線が飛び出していることになり、子どもが足を着いた途端、それほどの被ばくをするのです。

35年に渡り運営された教会付属保育園の子どもたちも、私の4人の息子も、この滑り台で遊びました。自分で滑れるようになった喜び、お友だちと遊ぶ楽しさ、順番を守らないでケンカになっても仲直りしてルールを学ぶことなど、極日常の、でも、本当に幸せな幾つもの場面がここにありました。なんとかして滑り台を残したく、汚染土の除去などを試みましたが、線量の低下は望めず、滑り台があることで子どもがそばに近寄ることを防ぐために、撤去するほかにありませんでした。そのことを知った息子たちは「そうやって原発核事故は僕たちの思い出も、今、成長している子どもが楽しく遊ぶという当たり前の日常も、奪っていくんだ」と悔しがりました。事故は、私たちが安心して生きる権利を奪いました。その権利を奪った原子力法制は、基本的人権の尊重を原則とする日本国憲法に違反しています。

福島原発核事故が生み出したのは、全てのいのちを脅かす危機的被害です。そして、六ヶ所核燃料再処理工場が生み出す高レベル放射性の廃液や死の灰も、到底人間の手には負えない核のゴミです。原発に絶対的な安全性がないことを、福島原発核事故が証明した今、再処理工場にも絶対的な安全性は全くありません。

私は子どもの育つ環境が放射能により汚染されてしまったことに大きな苦しみを感じ、その上、再処理工場の稼働や事故により、未来のいのちを滅びの道に引きずりこむかもしれない危険性を、次世代に渡すことに耐えられません。私は未来のいのちを脅かす加害者になりたくありません。そして、何よりも福島原発の過酷事故を経験しても、核燃料サイクル事業を手放さないことは、この時代の富を享受している者たちが、未来世代のいのちを貪っている愚かな行為に他なりません。

この社会は、今を生きる私達だけで作っているのではありません。この社会に生きる人々に、そして特に宗教者信仰者には、神から与えられ、そして前の世代から受け継いだいのちを誠実に生き、次世代につないでいく義務と責任があります。そして、それを履行し実現するための権利「命をつなぐ権利」があります。今が、安心して生きられる社会でなければ、未来が安心して生きられる社会になるはずはない…これは自明の理です。

私が信じる神は、私のいのちだけでなく、核燃料サイクル事業を推進し従事する 人々のいのちも、核災害によって蔑ろにされることを望んでいません。なぜなら、 どのいのちも神の目には等しく尊いものだからです。核といのちは共存できない… このことを、本裁判の原告239名の信仰を賭けた訴えであることを述べて終わり ます。

以上